

天塩町高齢者保健福祉計画
・介護保険事業計画
＜第8期計画＞

令和3年3月

天 塩 町

目 次

第1章 計画の概要	- 1 -
1 計画の策定根拠	- 3 -
2 計画の実施期間	- 5 -
第2章 介護保険制度の動向	- 1 -
1 基本指針改正の概要	- 9 -
第3章 天塩町の現状	- 11 -
1 高齢者の現状	- 13 -
2 アンケート結果から見る現状	- 16 -
第4章 天塩町地域包括ケアシステムの現状と課題	- 23 -
1 天塩町地域包括ケアシステムについて	- 25 -
第5章 基本理念・基本目標	- 29 -
1 基本理念（将来像）	- 31 -
2 計画の基本目標	- 31 -
3 施策体系	- 33 -
4 重点施策	- 33 -
第6章 日常生活圏域の設定	- 35 -
1 日常生活圏域の設定について	- 37 -
第7章 施策の展開	- 39 -
基本目標1 可能な限り希望する介護サービスを受けられる、持続可能な基盤づくり	- 41 -
基本目標2 安全で安心して暮らし続けることができるまちづくり	- 44 -
基本目標3 健康づくりと介護予防を通じ、心身ともに自立して健やかに暮らせる環境づくり	- 50 -
基本目標4 生きがいを持ちながら、社会参加を通じて支え合う地域づくり	- 55 -
基本目標5 地域で安心して暮らせるよう、医療と介護の連携を推進するまちづくり	- 57 -
第8章 介護保険サービス費用・介護保険料	- 59 -
1 介護保険サービス給付費の現状	- 61 -
2 介護保険サービスの量及び給付費の見込み	- 62 -
3 介護保険料	- 67 -
第9章 計画の推進について	- 69 -
1 本計画のPDCAサイクル	- 71 -
2 指標の設定	- 72 -

第 1 章 計画の概要



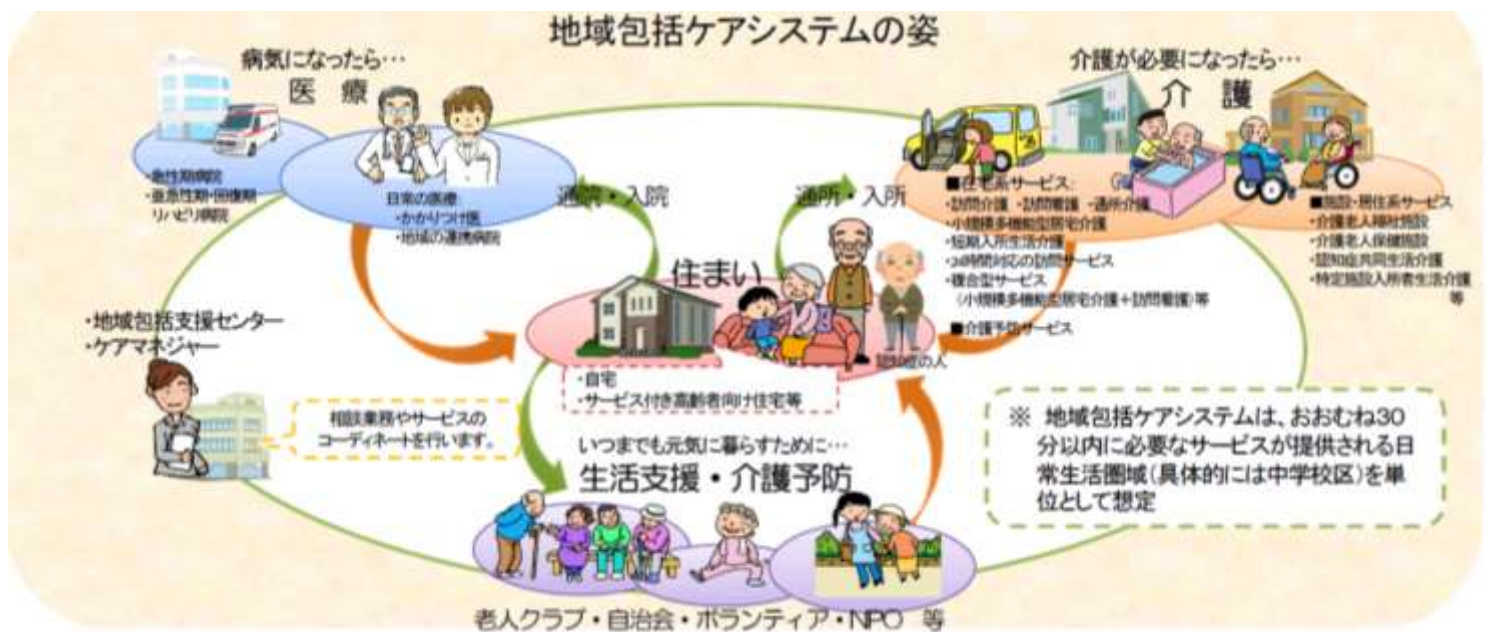
1 計画の策定根拠

第8期天塩町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「第8期計画」という。）は、当町の介護保険事業と高齢者保健福祉事業を含めた、高齢者に対する保健福祉事業全般を総合的に推進するため、老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画（高齢者保健福祉計画）と介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画（介護保険事業計画）を一体のものとして策定するもので、これまで構築を進めてきた当町における地域包括ケアシステムをさらに深化・推進し、地域共生社会の実現を目指す計画です。

また、策定に当たっては天塩町総合振興計画を上位計画とし、理念を共有しながら、町の関連計画及び国や北海道の政策動向とも整合を取りながら策定いたします。

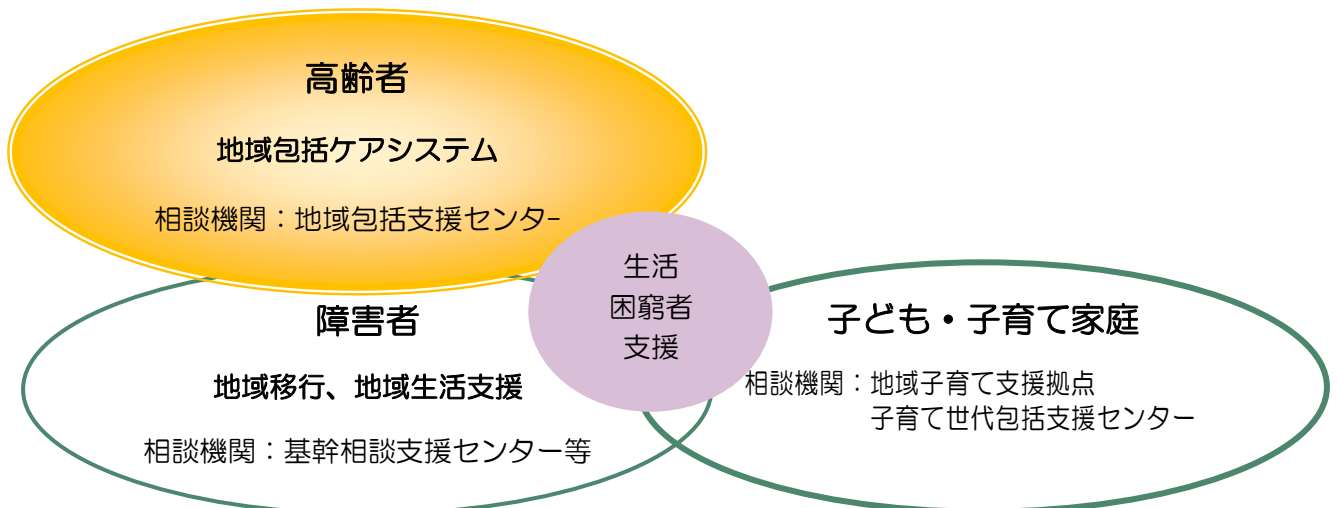
高齢者保健福祉計画 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づき、市町村に作成が義務付けられた計画で、地域における福祉サービスや高齢者に関する政策全般を策定するものです。高齢者の方々がいつまでも住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、保健・福祉分野の連携が大変重要であることから、高齢者の保健福祉事業を総合的に体系付けます。

介護保険事業計画 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づき、市町村に作成が義務付けられた計画であり、持続可能な介護保険運営のために、要介護認定者数や各介護保険サービスの給付等を見込み、期間内のサービス基盤整備方針や介護保険料を定めるものです。



地域包括ケアシステム 高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制のイメージ



地域共生社会 少子高齢化をはじめとして社会・経済が変化する中で、高齢者福祉・障がい者福祉・子育て支援など制度・分野ごとの「縦割り」や、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

2 計画の実施期間

本計画は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3か年の計画とします。
また、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年（2025年）、団塊ジュニア世代が前期高齢者となる令和22年（2040年）を視野に入れた中長期的な目標を示していきます。



第2章 介護保険制度の動向



1 基本指針改正の概要

国の「基本指針」においては、第8期計画で次の内容を充実するよう示されています。当町の実状を踏まえ、これまで進めてきた取組の中で、充実を図っていきます。

1. 2025年、2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

- ・2025年、2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

2. 地域共生社会の実現

- ・地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

3. 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

- ・一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
- ・自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組の例示として就労的活動等について記載
- ・総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
- ・保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載。（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載。）
- ・在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
- ・要介護（要支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載
- ・PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

4. 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

- ・住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
- ・整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

5. 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

- ・認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載。（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。）
- ・教育等、他の分野との連携に関する事項について記載

6. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- ・介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
- ・介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
- ・総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載
- ・要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
- ・文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

7. 災害や感染症対策に係る体制整備

- ・近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

第3章 天塩町の現状



1 高齢者の現状

(1) 高齢者人口の推移

当町の総人口は、令和2年10月1日現在で2,977人、うち高齢者人口は1,105人で高齢化率は37.1%となっています。当町では少子高齢化が進行しており、総人口は減少しつつも、高齢者人口は概ね横ばいで推移しているため、高齢化率は年々上昇傾向にあります。

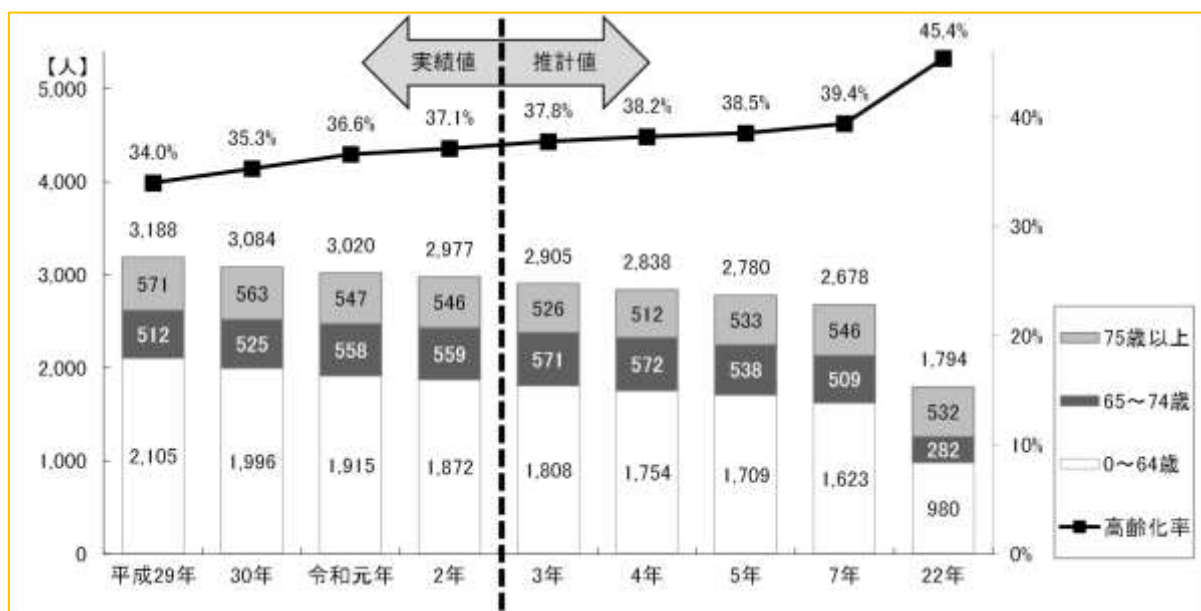
全国的には、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向けて高齢者人口はピークを迎え、医療や介護の需要が高まるとして問題となっております。

しかし、当町においては、令和2年時点で高齢者人口のピークを迎えており、第8期計画期間中は、徐々に減少に転じることが見込まれます。また、中長期的には、より介護が必要な後期高齢者人口の比重が高まり続けることが懸念されます。

	実績値				推計値				
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
64歳未満（人）	2,105	1,996	1,915	1,872	1,808	1,754	1,709	1,623	980
65歳以上（人）	1,083	1,088	1,105	1,105	1,097	1,084	1,071	1,055	814
65～74歳（人）	512	525	558	559	571	572	538	509	282
75歳以上（人）	571	563	547	546	526	512	533	546	532
総人口（人）	3,188	3,084	3,020	2,977	2,905	2,838	2,780	2,678	1,794
高齢化率	34.0%	35.3%	36.6%	37.1%	37.8%	38.2%	38.5%	39.4%	45.4%
うち前期高齢者	16.1%	17.0%	18.5%	18.8%	19.7%	20.2%	19.4%	19.0%	15.7%
うち後期高齢者	17.9%	18.3%	18.1%	18.3%	18.1%	18.0%	19.2%	20.4%	29.7%

（資料）実績：住民基本台帳人口（各年10月1日）

推計：平成29年～令和元年住民基本台帳人口に基づく、コーホート変化率法による推計値



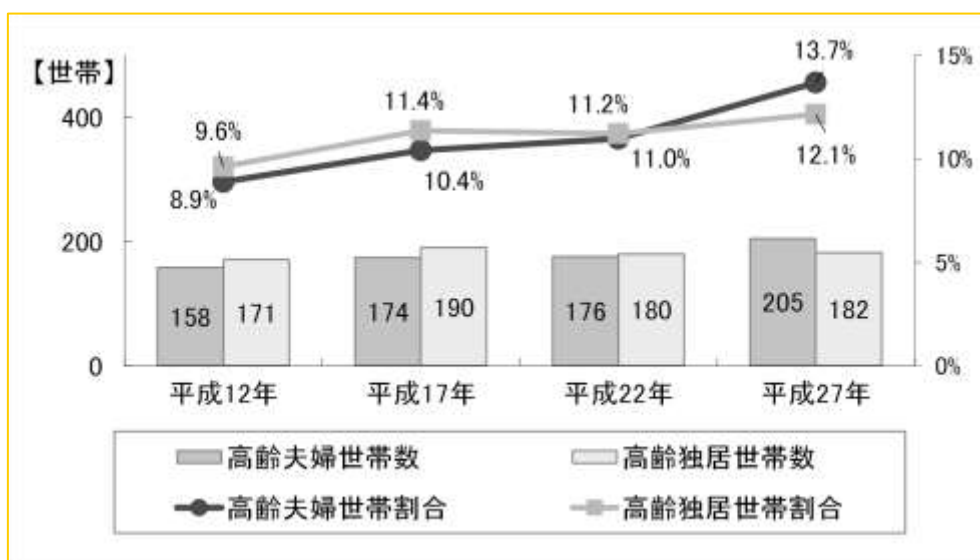
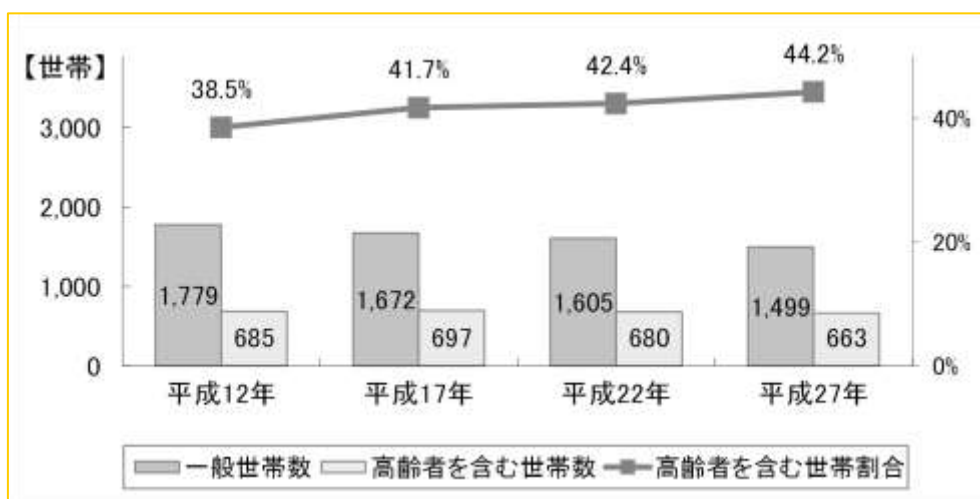
（２）高齢者の世帯構成

当町の一般世帯数は減少傾向ですが、うち高齢者を含む世帯割合については増加傾向となっており、一般世帯に占める高齢者を含む世帯の割合は平成 27 年度時点で 44.2%に達しています。

高齢者のみで構成される、高齢夫婦世帯、高齢独居世帯についても、一般世帯に占める平成 27 年時点の割合は、高齢夫婦世帯が 13.7%、高齢独居世帯が 12.1%に達しています。この傾向は、核家族化の進行や若い世代の都市部への流出が主な要因と思われ、今後さらに進行することが見込まれます。

		実績			
		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
	一般世帯数	1,779	1,672	1,605	1,499
	高齢者を含む世帯数	685	697	680	663
	高齢夫婦世帯数	158	174	176	205
	高齢独居世帯数	171	190	180	182

（資料）国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

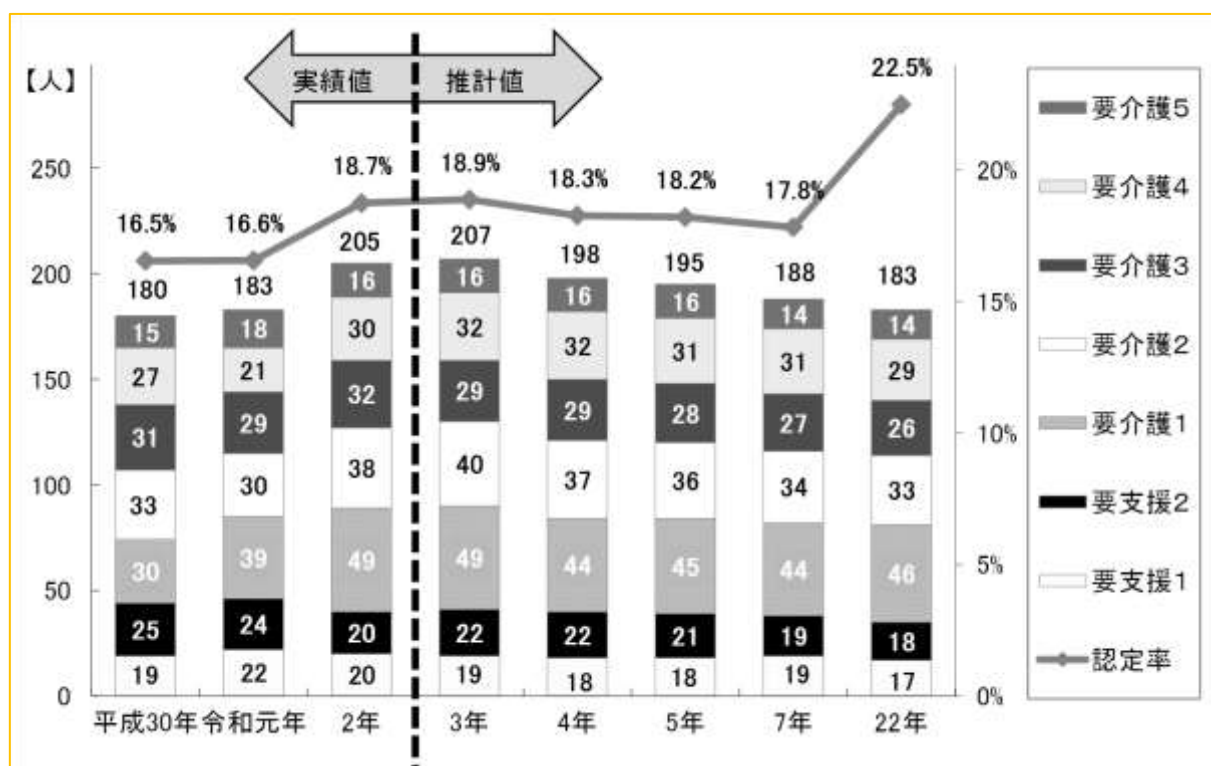


(3) 要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）

当町の要支援・要介護認定者数は、徐々に増加しており、要支援・要介護認定率は、令和2年時点で18.7%となっています。第8期計画期間中は、高齢者人口の減少に伴い、認定者数・認定率ともに減少傾向となることが見込まれます。しかし、中長期的にみると、より介護が必要な後期高齢者人口の比重が高まり続けることから、令和22年の認定率は20%を超えると推計されています。

		実績値			推計値				
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
要支援	1	19	22	20	19	18	18	19	17
	2	25	24	20	22	22	21	19	18
要介護	1	30	39	49	49	44	45	44	46
	2	33	30	38	40	37	36	34	33
	3	31	29	32	29	29	28	27	26
	4	27	21	30	32	32	31	31	29
	5	15	18	16	16	16	16	14	14
計		180	183	205	207	198	195	188	183

（資料）地域包括ケア「見える化」システムに基づく ※各年9月時点



2 アンケート結果から見る現状

(1) アンケート調査の概要について

本計画策定に当たっての基礎資料とすることを目的として、介護予防・日常生活圏域二
ーズ調査及び在宅介護実態調査を実施しました。

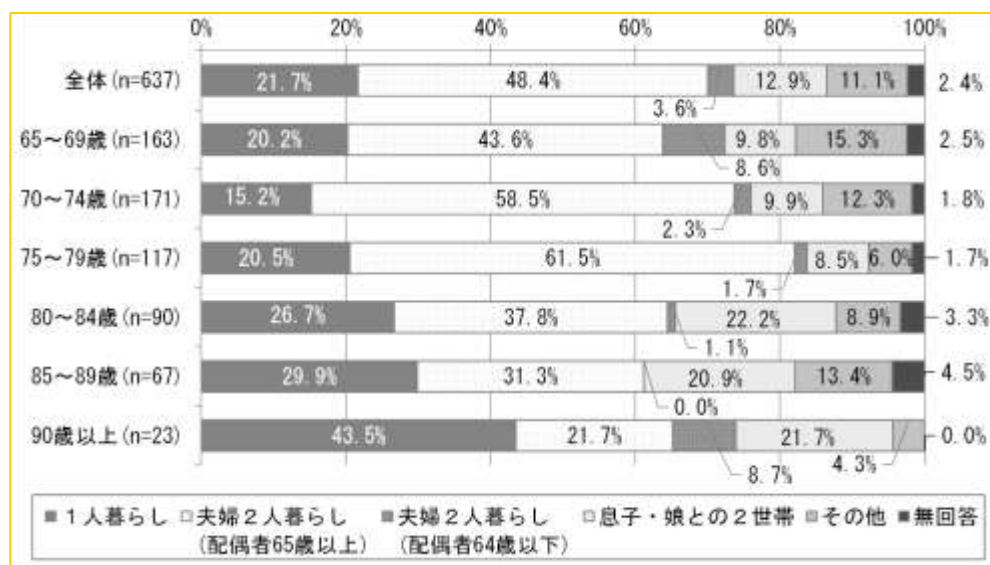
調査種別	介護予防・日常生活圏域二ーズ調査	在宅介護実態調査
対象者	一般高齢者及び要支援1・2認定者	在宅の要介護1～5認定者及び主な家族介護者
調査目的	身体機能低下、閉じこもり、認知症等の要介護度の悪化につながるリスク要因、高齢者の生活状況や社会参加状況などを把握する	高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスのあり方を検討するため、家族等が行っている介護状況、在宅生活の継続に必要なとされる支援・サービスなどを把握する
調査方法	郵送による調査	郵送又は認定調査員による聞き取りによる調査
有効回収数	637票	65票

※回答の割合は選択肢ごとに小数第二位で四捨五入しているため、その合計が100.0%にならないものがあります。

(2) 介護予防・日常生活圏域二ーズ調査結果の概要

家族構成

回答者全体の約5割が「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」、約2割が「1人暮らし」と回答しています。「1人暮らし」の割合について、年齢別にみると、70歳以上の年齢層では、年齢が上がるにつれて徐々に高くなり、90歳以上では約4割を占めます。



外出の際の移動手段

回答者全体では、「自動車（自分で運転）」（57.9%）が最も高く、「徒歩」（40.7%）、「自動車（人に乗せてもらう）」（24.0%）と続きます。

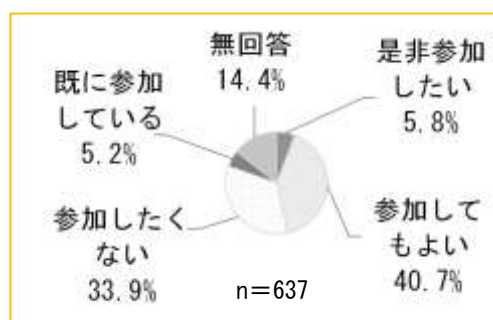
年齢別に最も割合の高い項目をみると、80歳未満では「自動車（自分で運転している）」、80歳以上の年齢層では「タクシー」となっています。

	全体	年齢別（%）					
		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
回答者数	637	163	171	117	90	67	23
徒歩	40.7%	47.9%	40.9%	46.2%	31.1%	28.4%	26.1%
自転車	18.2%	16.0%	20.5%	23.1%	18.9%	11.9%	4.3%
バイク	1.3%	1.2%	0.6%	2.6%	1.1%	1.5%	0.0%
自動車（自分で運転）	57.9%	76.1%	67.3%	54.7%	43.3%	22.4%	30.4%
自動車（人に乗せてもらう）	24.0%	15.3%	24.0%	29.1%	27.8%	31.3%	30.4%
電車	0.8%	0.6%	1.8%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%
路線バス	7.7%	5.5%	5.8%	10.3%	10.0%	7.5%	8.7%
病院や施設のバス	3.6%	0.6%	3.5%	1.7%	2.2%	11.9%	17.4%
車いす	0.3%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%
電動車いす（カート）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
歩行器・シルバーカー	1.4%	0.0%	0.6%	0.0%	3.3%	6.0%	4.3%
タクシー	23.5%	7.4%	14.0%	28.2%	44.4%	43.3%	52.2%
その他	0.5%	0.6%	0.0%	0.9%	0.0%	1.5%	0.0%
無回答	1.7%	2.5%	1.8%	0.9%	1.1%	3.0%	0.0%

※色付の箇所は、各年齢層で最も高い割合のもの

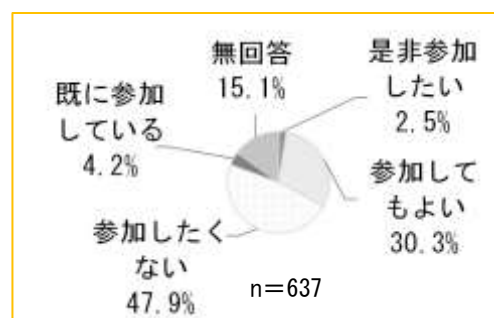
地域活動への参加意向

地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行う、地域づくり活動への参加意向を聞いたところ、既に参加している方（5.2%）を含めると、約5割が参加意向を持っています。



地域活動への企画・運営としての参加意向

地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行う、地域づくり活動への企画・運営としての参加意向を聞いたところ、既に参加している方（4.2%）を含めると、約4割が活動の企画・運営としての参加意向を持っています。

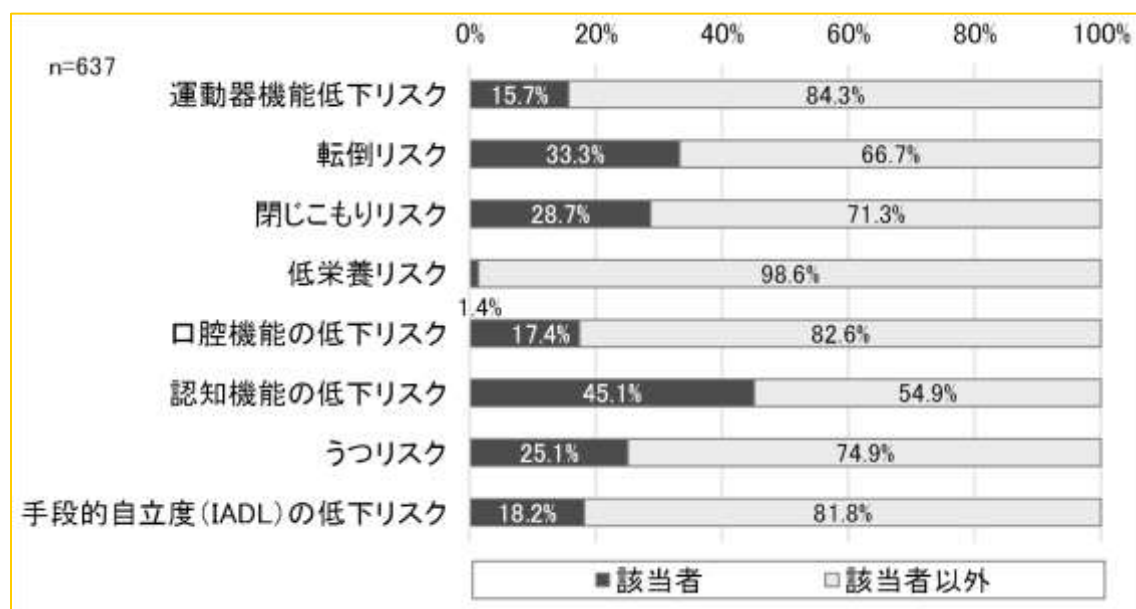


高齢者のリスク判定分析

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の回答に基づき、要介護状態になるリスクとなる8項目について分析を行いました。

各項目における該当者の割合をみると、「認知機能の低下リスク」(45.1%)が最も高く、「転倒リスク」(33.3%)と続きます。また、「閉じこもりリスク」、「うつリスク」については20%台、「運動器機能低下リスク」、「口腔機能の低下リスク」、「手段的自立度(IADL)」については10%台の方が該当者となっています。なお、「低栄養リスク」の該当者はほとんどいませんでした。

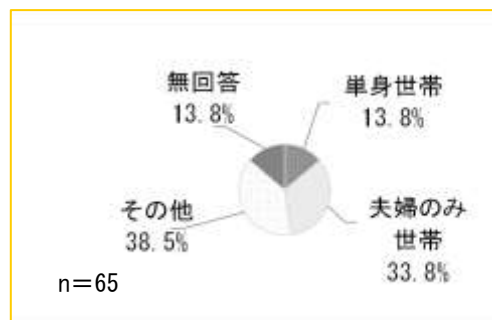
現在、要介護認定を受けていない方でも、認知機能の低下や転倒リスクのある方の割合が高いことから、介護予防の取組を強化していくことが必要と考えられます。



(3) 在宅介護実態調査結果の概要

家族構成

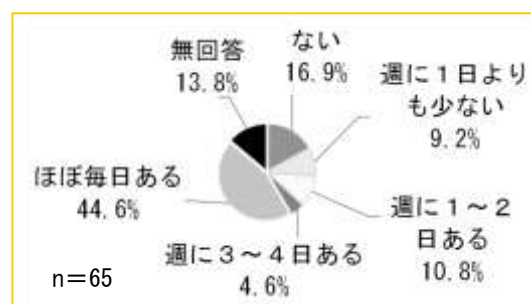
回答者の約3割が「夫婦のみの世帯」、約1割が「単身世帯」と回答しています。



家族や親族の方からの介護の頻度

家族等による介護の頻度については、「ほぼ毎日ある」が約4割、「週に3～4日ある」が4.6%、「週に1～2日ある」が約1割となっています。

在宅で介護をされている方の半数近くが、ほぼ毎日介護をしている状況がうかがわれます。



主な介護者の年齢

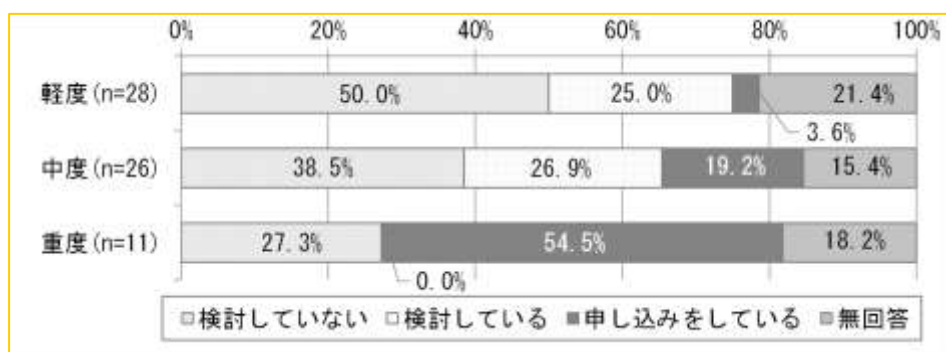
主な介護者の年齢は、全体の6割以上が60代以上となっており、いわゆる老老介護の状態であることがうかがわれます。

また、調査対象者の年齢別にみると、「80～84歳」の方の約2割、「75～79歳」と「85～89歳」の方の約4割、90歳上の方の約3割における、主な介護者の年齢が80歳以上となっています。

		全 体	調 査 対 象 者 の 年 齢					
			65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
回答者数		45	0	3	5	8	13	16
主 な 介 護 者 の 年 齢	20歳未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	20代	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	30代	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%
	40代	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	50代	31.1%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	38.5%	31.3%
	60代	17.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	23.1%	31.3%
	70代	17.8%	0.0%	100.0%	60.0%	12.5%	0.0%	6.3%
	80歳以上	31.1%	0.0%	0.0%	40.0%	25.0%	38.5%	31.3%
	わからない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

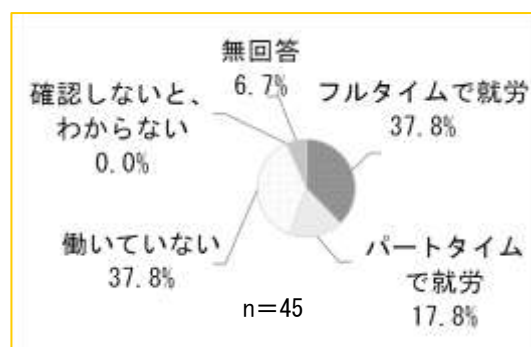
施設等への入所・入居の検討状況

施設等への入所・入居の検討状況については、検討段階の方も含めると、軽度（要介護1）の方の3割弱、中度（要介護2・3）の方の4割強、重度（要介護4・5）の方の5割強が入所・入居の意向を示しています。



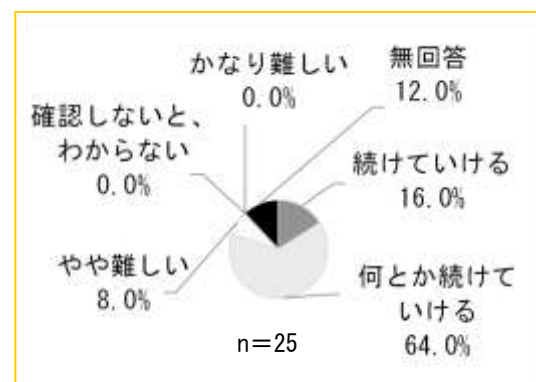
主な介護者の方の勤務形態

主な介護者の方に、現在の就労状況を聞いたところ、「フルタイムで就労」（37.8%）、「パートタイムで就労」（17.8%）と、あわせると5割以上の方が就労していると回答しています。



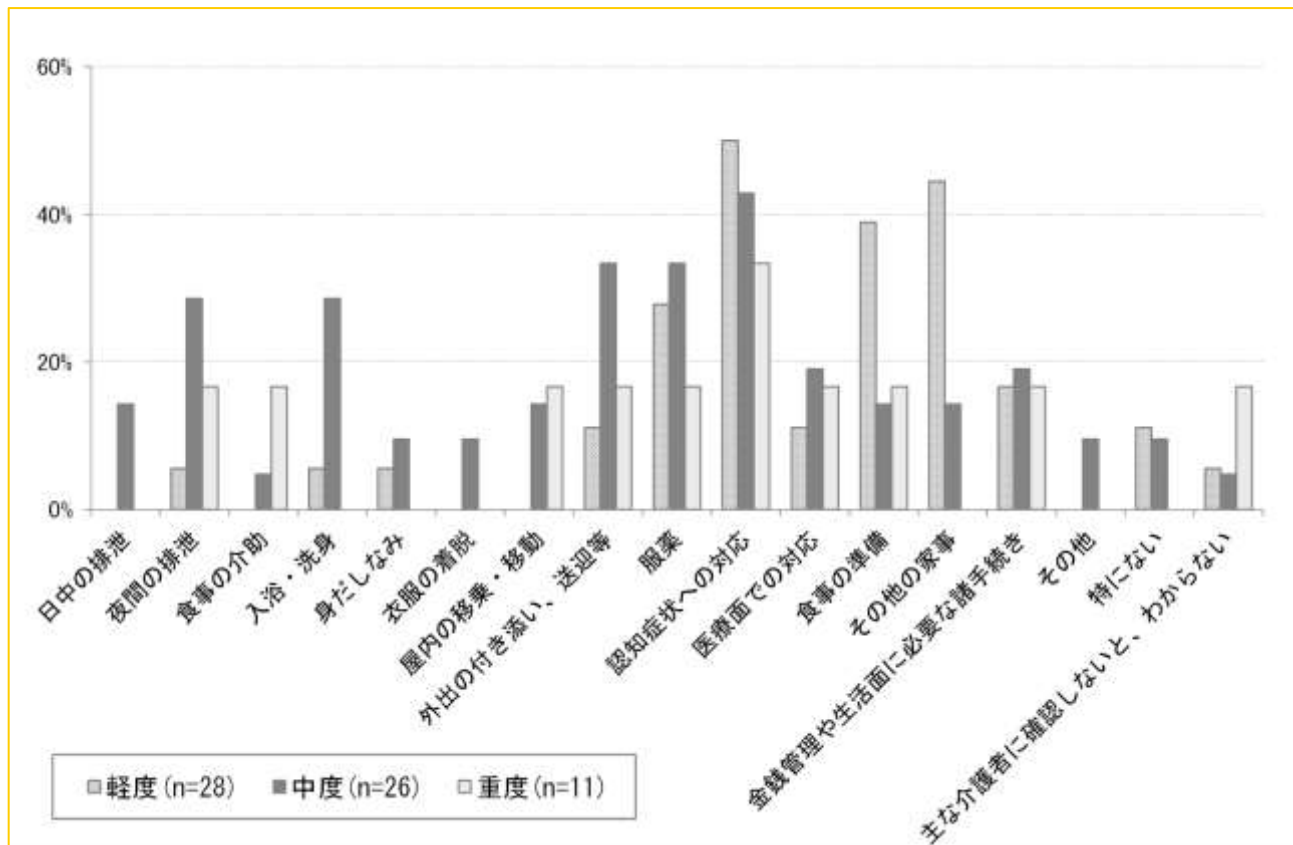
介護と就労の継続について

現在、介護しながら就労している方に、今後も働きながら介護を続けていけるか聞いたところ、「続けていくのは、かなり難しい」と回答した方はいませんでしたが、「続けていくのは、やや難しい」方は8.0%としました。



在宅生活の継続に向けて主な介護者が不安に感じる介護

今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護としては、具体的な介護の中で、最も高い割合となっている項目は、軽度（要介護1）・中度（要介護2・3）・重度（要介護4・5）の方全てで「認知症状への対応」となっています。



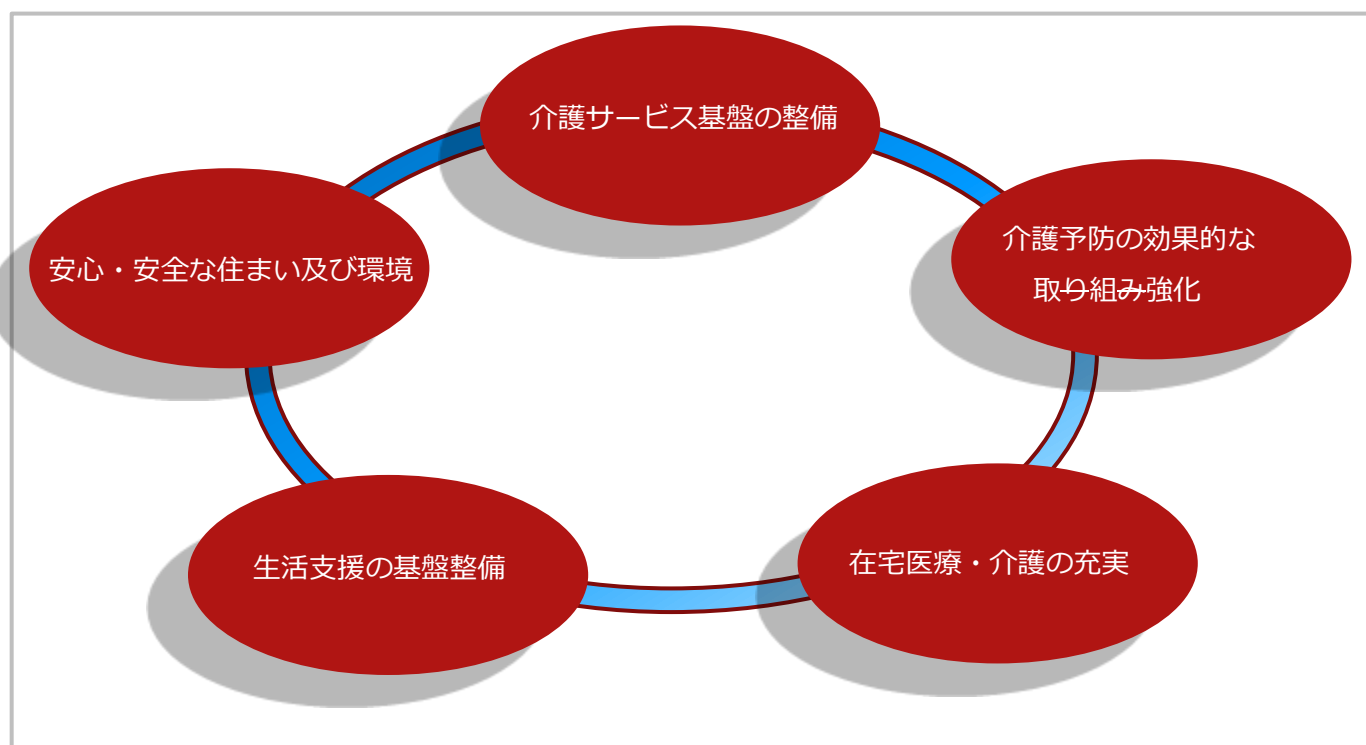
第4章 天塩町地域包括ケアシステムの 現状と課題



1 天塩町地域包括ケアシステムについて

国では、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」の推進を図っています。

これまで当町では、町の実態・実情を踏まえ、次の5つの柱に基づく、地域包括ケアシステムの構築を進めてきました。



(1) 介護サービス基盤の整備

介護が必要となった時に、希望する介護サービスが受けることができるよう介護サービスの基盤の整備が必要となります。

当町においては、ヘルパー事業所が1か所、デイ・サービス事業所が1か所、ショートステイ事業所が1か所、特別養護老人ホームが1か所、ケアハウスが1か所、居宅介護支援事業所が3か所、グループホームが1か所あります。

全国的には、医療・介護現場での人材不足が顕著なものとなっており、近隣市町村等でも施設や事業所があってもサービスを提供する人材が不足しているがために、受け入れができない、サービスを提供できない状況が発生しております。

今後当町においても施設はあるけれども人材不足で受け入れができない、サービスが提供できないということを招かないためにも、介護人材の育成確保は喫緊の課題といえます。

(2) 安全・安心な住まい及び環境

高齢者の増加に伴い、高齢者が安心して生活できる住まいや環境づくりが必要です。そのため、介護保険による住宅改修や当町独自事業のリフォーム助成等を行ってまいりました。併せて、天塩町社会福祉協議会では、地域での見守り活動の実施や福祉除雪事業など行政では手の届かないきめ細かい活動を実施しております。しかしながら、都市部に居住している家族の目の届くところで暮らしたい、また家が老朽化してしまい住宅改修を行ったとしても、今後の生活に不安があるなど、町外の施設へ転出される方もおります。このことから高齢者が安心して住むことができる高齢者住宅の整備などの環境づくりも必要になってきております。

また、ニーズ調査において高齢者の移動手段としてハイヤーが外出の際の移動手段となっていることから、乗合の検討など、移動手段について様々な検討が必要となってきております。

近年、温暖化の影響により短時間のうちに降った大雪の除雪は、高齢者の方の大きな負担となっており、現在、天塩町社会福祉協議会で行っている福祉除雪事業ではこのような大雪には対応できない現状があります。このことから、このようなニーズに応えられるようなサービスの検討なども必要です。

今後は、これらの活動を地域団体（町内会・老人クラブ・任意団体）等が中心となって、さらにきめの細かい活動を展開することで、高齢者の方々が安心して暮らすことできる環境を作り上げることが必要です。地域には現役を退いたとはいえまだまだ元気な方々がたくさんおられ、様々な趣味や活動の場をとおして、その方々の活躍の場を提供することで、将来の介護予防にもつなげることが大切となります。

また、近年の災害や、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、非常時における備え・支援・応援体制の構築について検討する必要があります。

(3) 介護予防の効果的な取組強化

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、心身の機能低下だけでなく活動的で生きがいを持ち生活することが重要です。

当町においては、介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、要支援者等を対象とした介護予防・生活支援サービス事業と 65 歳以上全てを対象とした一般介護予防事業を実施しています。

介護予防事業では、基本チェックリストでの該当者が多い運動器や口腔機能の低下予防を中心とした介護予防教室（「チャレンジ教室（通所型介護予防事業）」や「はつらつクラブ」）の実施や訪問指導による服薬・体調管理への支援等の実施し、介護予防を推進しております。

介護予防・日常生活支援総合事業を実施していく中で、多様な生活ニーズに応えるサービスを地域の実情に応じて、総合的に提供できる仕組みの構築を図り、地域での支えあい体制づくりを進めていきます。



（４）生活支援の基盤整備

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためにはどんな支援が必要か、提供可能な支援は何か、どんな仕組みなら提供可能となるかなど、生活支援コーディネーターを中心に生活支援体制整備協議体にて協議を重ねております。

既に生活支援コーディネーターを配置していることから、今後は社会資源を発見・再認識し、不足する資源の開発も視野に、関係者間での情報共有や協議のネットワークを構築し、ニーズとのマッチングに取り組む必要があります。そして、地域住民の互助を基本として支え合いの体制づくりを検討する必要があります。

（５）在宅医療・介護の充実と連携

さらなる高齢化の進展に伴い、医療と介護の両方を必要とする慢性疾患や認知症等を併せ持つ高齢者の増加が予想される中、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療と介護相互における情報の共有と関係者間での連携が不可欠です。

地域の医療・介護に関わる情報及び関係団体等の取組を把握し、実情に応じた在宅医療・介護連携に関する課題を抽出し対応策を検討するとともに、情報共有支援、相談体制の整備、研修及び地域住民への普及啓発を行うことにより、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築することが必要です。



第5章 基本理念・基本目標



1 基本理念（将来像）

当町は、令和2年10月現在、高齢化率が37%を超えている状況にあり、今後も総人口に占める高齢者の割合がさらに高くなり、人口減少及び少子高齢化が一層進行することが予想されます。

そうした状況下で、高齢者福祉の充実を図るためには、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境として地域包括ケアシステムの構築が不可欠です。また、認知症高齢者の増加など、高齢者を取り巻く問題が複雑化する中、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指し、これまで構築を進めてきた取組をさらに深化・推進させることも必要です。

そのため、行政だけでなく地域においても「お互いに支え合う」という視点、考え方が大変重要なポイントとなります。

地域包括ケアシステムの構築のために、当町は地域住民と一体となり、各種活動等を進めるにあたり次の基本理念を設定いたします。

共に支えあい、いつまでも住み慣れた地域で
安心して暮らし続けることのできるまちづくり

2 計画の基本目標

（1）基本目標

本計画の施策の展開に当たっては、これまでの取組を深化・推進を目指し、次の基本目標を設定いたします。基本理念（将来像）の実現に向けて、次に掲げる基本方針に基づき諸施策を推進していきます。

- 1 可能な限り希望する介護サービスを受けられる、持続可能な基盤づくり
- 2 安全で安心して暮らし続けることのできるまちづくり
- 3 健康づくりと介護予防を通じ、心身ともに自立して健やかに暮らせる環境づくり
- 4 生きがいを持ちながら、社会参加を通じて支え合う地域づくり
- 5 地域で安心して暮らせるよう、医療と介護の連携を推進するまちづくり

(2) 基本目標実現に向けた方向性

基本目標1 可能な限り希望する介護サービスを受けられる、持続可能な基盤づくり

高齢者の状況や可能な限り利用者のニーズに応じたサービスが選択できるよう、サービス整備・人材確保を図りながら、在宅生活継続の希望が実現できるよう支援します。

また、当町の介護保険事業の持続可能性を確保するため、介護報酬請求明細書の点検や介護サービス利用者への介護給付費通知等、介護給付の適正化に努めます。

基本目標2 安全で安心して暮らし続けることができるまちづくり

独居や認知症の高齢者に対する地域の見守りや適切な相談体制、手の届かないところのきめ細かな支援体制等を整備するとともに、災害や、感染症等の非常時に向けた備え・支援・応援体制について検討し、地域で安全で安心して暮らし続けることができる環境づくりに努めます。

また、今後公営住宅の建て替えの際には、高齢者が入居しやすい環境の住宅整備を行うほか、リフォーム助成を当面継続し高齢者が生活しやすい環境の整備に努めます。

基本目標3 健康づくりと介護予防を通じ、心身ともに自立して健やかに暮らせる環境づくり

それぞれの高齢者に応じた自立支援・介護予防のための取組を推進し、地域で暮らし続けることができるよう努めます。また、疾病から要介護状態への進行を防止するため、健康意識の向上に努めるとともに、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うため、各高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進します。

基本目標4 生きがいを持ちながら、社会参加を通じて支え合う地域づくり

高齢者が地域社会において自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、趣味や特技、サークル活動等を通じて地域社会と交流できる場や、技能や経験を活かしたボランティア活動、就労的活動を通じて、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要です。地域の方々と共に元気なうちから高齢者の社会参加を促し、地域において支え合うことのできる環境づくりに努めます。

基本目標5 地域で安心して暮らせるよう、医療と介護の連携を推進するまちづくり

高齢者が地域で安心して暮らし続けるためには、医療と介護の連携が不可欠です。医療と介護における情報の共有を可能とする仕組みをつくり、高齢者一人ひとりに今、何が必要か、できる範囲はどこまでかなど、利用者本位の支援を行うことで、本人が希望する在宅生活の継続を可能とする体制づくりに努めます。また、推進に当たっては、認知症への対応強化を図るとともに、看取りの観点を踏まえて事業を推進していきます。

3 施策体系

基本理念

共に支えあい、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできるまちづくり

基本理念を実現するための5つの基本目標

地域で安心して暮らせるよう、医療と介護の連携を推進するまちづくり

生きがいを持ちながら、社会参加を通じて支え合う地域づくり

健康づくりと介護予防を通じて、心身ともに自立して健康に暮らせる環境づくり

安全で安心して暮らし続けることができるまちづくり

可能な限り希望する介護サービスを受けられる、持続可能な基盤づくり

5つの基本目標を達成するための詳細施策

在宅医療・介護連携の推進

学習機会等の提供
地域活動の促進
交流と運動機会の提供
地域支え合い等の推進
就労支援

健康意識の啓発
疾病の予防及び早期発見への取組推進
生活習慣改善の推進
介護予防・重度化防止の推進

在宅福祉サービスの推進
認知症対策の推進
地域での見守り体制の構築
高齢者の住環境の整備
災害時や感染症対策に向けた体制の整備

介護給付の適正化
介護人材確保の推進
介護保険制度の円滑な推進
介護サービス基盤の整備

4 重点施策

詳細施策のうち、本計画期間において特に重要な施策として、次の4つを重点施策として実施してまいります。

重点施策①：介護給付の適正化

重点施策②：認知症対策の推進

重点施策③：介護予防・重度化防止の推進

重点施策④：地域支え合い等の推進

第6章 日常生活圏域の設定



1. 日常生活圏域の設定について

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援するための環境整備を行う一つの単位で、市町村が地理的条件などを勘案し設定します。

当町は、高齢者人口の動向や社会資源の状況から、町内全域を1 圏域と設定いたしました。

地域包括支援センターを中心に、地域の施設及び関係団体との連携を図り、元気な高齢者への介護予防事業から、要支援・要介護高齢者に対する介護サービスまで、幅広い支援体制を構築します。



第 7 章 施策の展開



基本目標 1 可能な限り希望する介護サービスを受けられる、持続可能な基盤づくり

第7期計画の進捗状況・課題

介護給付の適正化に当たっては、北海道が実施する介護認定調査員現任研修へ参加し、質の向上に努めています。なお、ケアプランの点検について、令和元年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できませんでしたが、平成30年度、令和2年度については計画どおり実施することができました。

指標とする事業		第7期策定時		実績			進捗	第8期 目標	詳細 施策
		実績 (H28)	目標 (H32)	H30	R1	R2			
ケアプラン点検	実施件数	0	10	8	0	10	継続	10	(1)
介護給付費通知	発送数	517	520	476	490	520	継続	520	(1)
住宅改修の点検	確認件	6	10	7	5	15	継続	10	(1)
現年度分収納率		99.9%	99%	99.2%	99.2%	99.2%	継続	99	(3)

※令和2年度実績は見込み

今後の方向性

既存の取組を継続し、可能な限り利用者のニーズに応じたサービスが選択できるよう、サービス整備・人材確保を図るとともに、介護給付の適正化に努めます。

取組の内容

(1) 介護給付の適正化

必要なサービスが受けられる環境を維持しつつ、持続可能な介護保険運営をするため、サービスの適正利用の促進等に取り組み、給付の適正化を推進します。

ア. 介護認定等の適正化

介護認定等を公平かつ適切に実施するため、認定審査会委員や認定調査員が、必要な知識や技術を習得できるよう研修等を実施し、審査並びに調査の質の向上を図ります。

イ. 介護報酬請求明細書の点検及び医療給付情報の突合点検

介護報酬請求明細書の点検及び複数か月にわたる縦覧点検、医療給付情報との突合点検を行い、不適切な請求の有無について確認を行います。

ウ. ケアプラン点検

居宅介護支援事業所で作成している居宅サービス計画（ケアプラン）が、利用者が望むサービス計画となっているか抽出して点検を行います。

エ. 介護給付費通知

4か月ごとに介護サービスの利用者に対して、介護給付費の通知を行い、身に覚えのない介護給付が行われていないか確認いただくとともに、介護給付状況をお知らせすることにより、介護保険制度の理解醸成を図ります。

オ. 住宅改修の点検

介護保険制度を利用した住宅の改修工事を行う際は、利用者宅への事前・事後の訪問や写真での確認を行い、利用者が必要とする範囲の住宅改修かを点検いたします。

（２）介護人材確保の推進

介護分野で働く専門職を含めた介護人材について、今後人手不足が顕著になることが想定されます。持続可能な介護保険制度を目指すために、介護人材の確保は喫緊の課題であり、奨学金制度など様々な制度の検討を行っていきます。

ア. 介護の仕事の普及啓発

介護の仕事の尊さや魅力を伝え、広く町民に周知し、介護に興味・関心を持つように取り組みます。

イ. 介護従事者の確保

介護サービス事業者と連携し、新たに介護従事者として就労・進学する際の支援金・貸付金を支給する事業者への補助金の創設を検討します。また、当町の地域特性を考慮しながら、専門職を含めた介護人材の離職防止・定着促進及び、必要に応じて、元気高齢者や外国人などの多様な人材の参入・活躍の促進や、ボランティアポイント制度を活用した介護予防を推進する人材の発掘・育成及び支援を検討します。

ウ. 介護現場業務の効率化に向けた取組の推進

介護サービス事業者と連携し、介護の現場業務負担軽減のための介護ロボットや、文書負担軽減のための ICT の活用等について検討します。

（３）介護保険制度の円滑な推進

当町の介護保険を持続可能なものとするため、介護保険制度の趣旨理解のもとに保険料収納率の向上を図ります。

介護保険制度の趣旨について、より一層の周知・啓発を行うとともに、口座振替による納付などを推進し、介護保険料の収納率向上を図ります。

（４）介護サービス基盤の整備

高齢者が可能な限り在宅生活を継続できる環境づくりを念頭に、町内の施設入所待機者の状況や介護保険費用の動向等を踏まえ、総合的かつ長期的視野から、対応可能な介護サービス基盤の整備を行います。

ア．居宅介護サービスの充実

要介護認定者が可能な限り在宅生活を継続できるよう、ケアプランに基づき居宅介護サービスを提供します。

イ．地域密着型サービスの充実

住み慣れた地域で生活を継続するため、要介護認定者に地域密着型サービスを提供します。

ウ．施設介護サービスの充実

在宅生活が困難な要介護認定者が、施設入所した際、安心して暮らせる施設介護サービスを提供します。

基本目標２ 安全で安心して暮らし続けることができるまちづくり

第７期計画の進捗状況・課題

在宅福祉サービスにおいて、介護予防生活支援事業によるあんしんヘルパーや配食サービスなどの利用件数が増加傾向にあり、利用者のニーズも高まっています。

冬期間は介護を必要とする方や高齢により除雪等を行えない方への援助が必要となります。現在は、社会福祉協議会が実施する福祉除雪により、利用該当者へサービスを提供していますが、今後、事業の請負業者や作業員の確保が課題となってくることが予想されます。

令和２年度には、これまでの「ハイヤー運賃助成事業」と「夕映いきいき入浴券助成事業」を統合し、「天塩町日常生活活動支援事業」として利用しやすく制度を改正し、高齢者等の社会参加及び健康増進並びに交流拡大を図っています。

認知症対策では、認知症サポーター養成講座の開催や講演会、研修会を行い、認知症に関する知識の普及や地域の意識啓発を図っています。

町では、認知症初期集中支援推進事業として１チームを設置しており、今後は見守り体制など地域と連携した体制整備が必要です。また、認知症サポーター養成事業では、認知症の方やその家族への支援を目的に、講演会や研修会を開催しています。

指標とする事業		第７期策定時		実績			進捗	第８期目標	詳細施策
		実績 (H28)	目標 (H32)	H30	R1	R2			
あんしんヘルパー	利用件数	373	450	862	664	679	継続	700	(１)
生活支援ショートステイ	利用件数	37	40	49	23	30	継続	40	(１)
軽度生活援助	利用件数	9	15	16	11	15	継続	15	(１)
配食サービス	利用件数	1,184	2,000	1,870	1,955	1,912	継続	2,000	(１)
外出支援サービス	利用件数	445	450	412	405	402	継続	450	(１)
除雪サービスの実施	利用件数	1,177	1,400	1,014	964	1,400	継続	1400	(１)
天塩町日常生活活動支援事業	利用件数	-	-	-	-	766	継続	800	(１)
高齢者見守り事業	訪問件数	9	36	12	12	12	継続	15	(２)
認知症サポーター養成事業	養成講座開催数	2	2	2	3	2	継続	2	(２)
	サポーター養成数	28	30	60	25	30	継続	30	(２)
	ステップアップ講座開催数	-	-	-	-	-	拡充	1	(２)

※令和２年度実績は見込み

今後の方向性

在宅福祉サービスについては、既存の取組を継続し、内容の充実に努めます。

認知症対策については、認知症（若年性認知症も含む）の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生き、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きることのできる「共生」社会を目指し、認知症になるのを遅らせたり、認知症になっても進行を緩やかにしたりする「予防」の取組を推進していきます。

取組の内容

（１）在宅福祉サービスの推進

在宅の高齢者やその家族が、安心して在宅生活を継続できるよう介護予防生活支援事業を活用し、地域による見守りを行います。

ア．介護予防生活支援事業

① あんしんヘルパー（生活管理指導員派遣事業）

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の高齢者で、自立した生活をおくることができるようホームヘルパーを派遣します。

② 生活支援ショートステイ（生活管理指導短期宿泊事業）

ひとり暮らしの高齢者や、要介護（要支援）認定で非該当と判定された高齢者などが、体調不良になったときなど、特別養護老人ホーム恵愛荘に短期宿泊し、体調の回復を図ります。

③ 軽度生活援助事業

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の高齢者などが行うことが困難な家周りの手入れや軽微な修繕、自然災害への防備等についてヘルパーを派遣し支援します。

④ 配食サービス

疾病や障がい等の理由により、栄養改善が必要な方のうち、心身の状況の定期的な把握が必要な高齢者等に対象に食事を配達するとともに状況の把握を行うことにより、在宅生活の支援を行います。

⑤ 外出支援サービスの推進

一般の交通機関を利用することが困難な高齢者を対象に、リフト付き車両で自宅から医療機関等の間を送迎し、定期的な外出機会の促進を図ります。

イ. 除雪サービスの実施

身体障がい者や高齢者のみの世帯など、冬期間において住宅及びその周辺の除排雪作業が困難な世帯を対象に住み慣れた地域で自立した生活を営むため、社会福祉協議会により除排雪作業のサポートを行います。

対象者の選定は地域の民生委員と連携を取りながら適切な把握に努めております。実施に当たっては天塩町高齢者事業団が請負業者となり、高齢者の活動の場にも繋がっています。

高齢者世帯の増加が予想される中、事業の重要性は高く、今後も事業を継続が必要です。

ウ. 天塩町日常生活活動支援事業（温泉入浴券・ハイヤー運賃助成券）

天塩町日常生活活動支援券を支給することにより、ハイヤー運賃の一部を助成もしくは天塩町民保養センター入浴料の助成を行い、社会生活活動への参加を促進し、健康で心豊かな生活環境を創造する福祉の増進を図ります。

対象： 65 歳以上の者に 30 枚、障がい者及び非課税の要介護者に 48 枚を限度に配布

（2）認知症対策の推進

高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者も増加するものと考えられることから、町民の方々の認知症理解を深めるとともに、認知症高齢者やその家族に対する支援体制を構築します。また、令和元年6月に取りまとめられた認知症施策推進大綱に基づき、認知症（若年性認知症の方も含む）の方及び家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を両輪とした施策を推進していきます。

ア. 認知症の方の見守り事業

認知症の方が地域で安心して生活を続けられるよう、認知症等に関する知識を備えた方が認知症高齢者の方の見守りを行い、地域と協力しながら在宅生活を続けられるよう支援体制を整備するとともに、関係機関と連携を図ります。

イ. 認知症サポーター養成事業

認知症の正しい知識を持ち、認知症の方やその家族を見守る「認知症サポーター」の養成を通じ、認知症理解の推進を図ります。また、認知症サポーター養成講座の修了者に対し、ステップアップ講座を開催し、高齢者事業の運営補助や認知症の方へのサポートに協力いただける人材育成を行い、令和7年までにチームオレンジ（仮）の整備を進めます。

ウ. 認知症総合支援のための体制整備

① 通いの場を活用した認知症予防

高齢者の通いの場への参加率を高め、高齢者が経験を生かし活躍できる場や社会参加による活動が続けることで、認知症予防等の介護予防を推進します。

また、認知症の方やその家族が地域の方や専門職と情報を共有したり、お互いに理解を深め合う機会となる集う場（認知症カフェ）の設置を検討していきます。

② 認知症初期集中支援推進事業

医療サービス・介護サービスを受けていない又は中断している認知症高齢者等を早期に支援するため、専門医・専門職によるチームを設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。チームは、認知症サポート医、看護師、地域包括支援センター職員等にて構成します。

③ 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の方やその家族が適切な支援を受けられるよう、周知・啓発を行うとともに、認知症状を持つ高齢者本人の発信の機会を設けます。周知・啓発に当たっては、認知症予防（認知症になるのを遅らせる、進行を緩やかにする）の観点から、生活習慣病の予防や社会参加への促進など、当地域の特性を踏まえながら推進していきます。また、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置することにより、認知症に関する専門的な相談支援を行います。

介護従事者及び医療従事者の認知症対応力向上のため、医療機関を含む関係施設や地域の社会資源との連携・協力体制の整備を図るとともに、認知症の方やその家族を支援するため、家族会や研修会等の開催、運営の支援を行います。

エ. 権利擁護の推進

高齢者の権利擁護を図るため、判断能力の低下により、日常生活に支障がある高齢者の財産管理や契約等を支援する成年後見制度について周知し、利用促進に努めます。

また、成年後見制度をはじめとする権利擁護制度を的確に利用できるよう相談、申立支援、支援の担い手育成のための研修等を行う天塩町権利擁護センター事業を実施します。

（３）地域での見守り体制の構築

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、今後、介護サービスのみならず、地域の住民による見守りが大変重要となります。このため、見守りの主体として地域の団体や元気な高齢者の方々と連携して、「安心見守りネットワーク」の構築・強化に取り組みます。

ア．地域ケア会議

地域ケア会議は、地域包括支援センターが中心となって地域における医療、介護、保健、福祉に関する情報を共有し、地域の課題を検討しています。

また、介護支援専門員、医療関係者、介護事業者、天塩町社会福祉協議会の職員等が個別事例の検討を行う「地域ケア個別会議」を組織し、個々の課題の解決を図っています。

イ．生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーター及び協議会の設置を行い、地域の実情に応じた生活支援体制の整備を推進します。

生活支援コーディネーターの活動は、地域で一体的な活動を推進するため、地域資源や支援体制の把握などの資源開発にかかることや、町内会や天塩町社会福祉協議会等の地域の組織・団体とのネットワークの構築、ニーズと取組のマッチングを行います。

また、協議会は、町及び地域の多様な取組主体が、情報を共有と連携強化を図り、協働による資源開発にむけて推進します。

（４）高齢者の住環境の整備

高齢者の住まいを確保し、安全・安心に暮らせるよう整備を推進（促進）し、高齢者の居住安定を図ります。

ア．住宅リフォーム助成事業

高齢者の心身の状況に対応した住宅環境を整備する一助となるよう、住宅リフォームの際にその費用の一部補助を当面の間、行います。

イ．高齢者に配慮した公営住宅の建て替え

住宅に困窮する低所得の高齢者が健康で文化的な生活を営めるよう、低廉な家賃で賃貸できる住宅を供給するため、既存公営住宅の建替えの際は、高齢者に配慮した建て替えを行い、良好な居住環境を整備します。

ウ．有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅等の情報連携の強化

当町においては、現在有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅の整備はありませんが、引き続き、北海道及び近隣市町村間での情報連携の強化に努めます。

（５）災害時や感染症対策に向けた体制の整備

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、高齢者の安全を確保するため、災害時の対応や感染症対策について、関係機関と連携した体制整備を図ります。

ア．災害時支援の充実

近年の台風や大雨などの気象災害及び地震災害において、老人ホーム等が被災し多大なる犠牲者が出ています。老人福祉施設等と密に連携し、災害時、迅速に対応できる体制を整備し、減災及び入所者の安全に努めていきます。

イ．新型コロナウイルス等感染症対策の充実

新型コロナウイルス感染症について、北海道及び老人福祉施設等と連携し、感染拡大予防対策の徹底に努めていきます。また、介護事業所等と連携した感染症対策についての周知啓発、研修、訓練を実施するとともに、必要な物資の備蓄・調達体制の整備や、国や北海道、関係機関と連携した支援・応援体制の構築について検討していきます。

基本目標3 健康づくりと介護予防を通じ、心身ともに自立して健やかに暮らせる環境づくり

第7期計画の進捗状況・課題

健康意識の啓発として、健康教育・健康相談を実施するとともに、天塩町健康づくり計画「健康てしお21」を推進し、町民主体の健康づくり活動を実践しています。

また、疾病の発症予防及び早期発見のため、特定健診受診率向上を目指した取組を行っているほか、健診受診者に対する継続した保健指導の実施、住民のライフスタイルに応じた個別または集団運動教室の実施等により、生活習慣病の発症及び重症化の予防を図っています。

指標とする事業			第 7 期策定時		実績			進捗	第8期 目標	詳細 施策
			実績 (H28)	目標 (H32)	H30	R1	R2			
介護予防・生活支援 サービス事業	訪問型サービ ス	利用件数	76 ※H29	90	80	95	96	継続	90	(4)
	通所型サービ ス	利用件数	186 ※H29	210	207	192	216	継続	210	(4)
	通所型サービ ス(短期集中)	延人数	48 ※H29	60	44	113	60	継続	60	(4)
一般介護予防事業	介護予防教室	開催回数	12	12	11	8	12	継続	12	(4)
		参加 延人数	266	250	157	165	250	継続	250	(4)
	はつらつクラ ブ	開催回数	17	17	17	14	15	継続	17	(4)
		参加 延人数	299	250	240	179	180	継続	250	(4)
特定健康診査		受診率	46.2	-	53.7	50.4	48.0	継続	60	(2)
地域介護予防 活動支援事業	各種サロン	開催数	63	53	53	49	49	継続	53	(4)
		参加 延人数	1,025	850	815	700	700	継続	850	(4)

※令和2年度実績は見込み

今後の方向性

既存の取組を継続し、高齢者一人ひとりが住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、自立支援・介護予防の取組を推進します。

また、健康意識の向上を図り、要介護、要支援にならないよう、早期からの保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に努めます。

取組の内容

(1) 健康意識の啓発

天塩町健康づくり計画「健康てしお 21・第二次計画」に基づき、健康寿命の延伸や生活の質の向上を図り、町民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、啓発活動や保健事業体制を充実させ、町民の健康意識の向上を図ります。

ア. 健康教育

生活習慣病や要介護状態の予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及と適切な指導や支援より「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、町民の健康保持・増進に資することを目的に町内会・関係団体・事業所における健康教室、各種講演会・研修会などを開催します。

イ. 健康相談

高齢者の心身の健康に関する相談に応じ健康管理を支援するため、ふれあいサロンや夕映健康相談、月 1 回の定例相談のほか、電話や来所による随時相談など、様々な場面で相談できる機会を設け、健康に関する不安や生活習慣改善についての相談・指導を行います。

ウ. 町民主体の健康づくりの推進

「健康てしお 21」の推進により、町民と行政が町の健康課題と目指す方向や具体的な取組を共有し、町民と関係機関・行政が協働した健康づくり活動を推進します。

また、具体的な取組を進めるため「保健推進員」や「減塩応援隊」、「スローフードの会」などの自主組織活動を支援し、町民が主体的に健康づくりに取り組む環境整備を図ります。

(2) 疾病の予防及び早期発見への取組推進

疾病の予防及び早期発見は、高齢者の健康保持・増進だけでなく、介護予防・重症化防止にもつながることから、健康診査及びがん検診、各種検診の受診勧奨等を通じ、定期的な健康管理を推進します。

ア. 特定健康診査及び後期高齢者健康診査の実施

メタボリックシンドロームや疾病の早期発見・早期治療のため、特定健康診査（40～74 歳）及び後期高齢者健康診査（75 歳以上）を実施し、健診費用の無料化を継続します。近年、糖尿病重症化による腎不全の発症が増えているため、特定健診受診者を対象に微量アルブミン検査等の腎機能検査を実施し、腎機能が低下している者の早期発見に努めます。

また、特定健診受診率は未受診者対策の実施と町内医療機関で行う個別健診の体制整備により向上していますが、後期高齢者健康診査の受診率は低迷しているため、高齢者が健診を受けやすい体制を整備するとともに、自らの健康状態を確認し適切な受診につながるよう支援します。

イ. 歯科健診の実施

歯・歯肉の状態や口腔内の衛生状態に問題がある高齢者や、口腔機能の低下のおそれがある高齢者を早期発見し、適切な治療につなげるため、後期高齢者医療保険被保険者を対象に歯科健診を実施します。

ウ. 各種がん検診の実施

がんの早期発見・早期治療を目的として、主要5がん（胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん）検診のほか、前立腺がん検診及び喉頭がん検診を実施します。受診率向上のため、特定健診や他の検診との同時実施、または土日検診を行います。

また、将来の胃がん発症を予防するため、中学生～59 歳の方を対象にピロリ菌抗体検査の無料実施を継続します。

エ. 骨粗しょう症検診の実施

高齢者の骨折の基礎疾患となる骨粗しょう症予防を目的とし、30 歳以上の方を対象に実施を継続します。

オ. 脳ドックの実施

69 歳までの方を対象に MRA 検査を行い、脳の疾患を早期発見し、適切な治療と生活習慣の改善を促します。

カ. 高齢者予防接種の実施

インフルエンザや肺炎球菌による肺炎の感染及び重症化を防止するため、対象となる方への予防接種費用の助成を継続します。

（３）生活習慣改善の推進

生活習慣病の発症・重症化の予防のために、食事や間食などの食習慣の改善、運動の習慣化、適正体重の維持など、日常的な健康管理に対する正しい知識を普及し、個々に合った生活習慣の改善を促します。

ア．健診結果説明会の実施

特定健診及び後期高齢者健診受診者については、生活習慣病の発症・重症化リスクが高い方を対象に、保健師・管理栄養士が個別に健診結果の説明を行い、生活習慣改善の意識を高め、個々に合わせた保健指導を実施することにより、メタボリックシンドロームの改善や生活習慣病の発症・重症化予防に努めます。また、精密検査や治療が必要な方には受診勧奨を行い、医療につながるように支援します。

イ．ヘルスアップ教室の実施

生活習慣病予防・改善のため、筋力トレーニングやストレッチなどを継続的に行う運動教室を開催し、運動の習慣化を図ります。

ウ．個別運動教室「マイトレ」の実施

１クール（３か月間）の期間を設け、一人ひとりに合わせた運動指導士による運動プログラムの提案及び指導と管理栄養士による栄養指導を継続的に行うことで、生活習慣の改善を図ります。

（４）介護予防・重度化防止の推進

介護予防の推進は、高齢者の在宅生活の継続や健康寿命の延伸等につながることから、地域包括ケアシステムの構築や持続可能な介護保険運営にとって重要な取組です。

天塩町における健康課題を健診・医療・介護データ等の分析により明らかにするとともに、優先的に取り組むべき課題については、医療・介護・保健等の関係機関が連携して取り組みます。

また、糖尿病や高血圧等の生活習慣病の重症化は将来的にフレイルや認知症等の要介護状態になるおそれがあることを踏まえ、高齢者一人ひとりの心身の多様な課題に対し、アウトリーチによる支援や通いの場を活用した介護予防及び保健事業を実施する等、運動、口腔、栄養、社会参加等の観点から、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進していきます。

また、介護予防に関する知識の普及啓発のため講演会や介護予防教室などを開催し、高齢者自ら主体的に健康の保持増進および心身機能の維持向上ができるよう支援していきます。また、介護状態になるおそれのある高齢者を把握し、介護予防ケアマネジメントに基づき、生活支援及び運動や外出の促進等、効果的な支援を行うことにより、介護予防・重度化防止を推進します。

ア. 介護予防・生活支援サービス事業

自立支援・生活機能の改善を目的とし、日常生活支援や体操・交流などの支援を実施し、要介護状態等になることを予防します。

イ. 一般介護予防事業

介護予防を目的とした運動（ストレッチ・筋力トレーニング）や健康管理に関する知識の普及・啓発を行い、要介護状態等になることを予防します。また、PDCAサイクルに沿って推進するとともに、リハビリテーション専門職の関与を促すなど、多職種及び他の事業との連携を強化していきます。

ウ. 地域介護予防活動支援事業

高齢者が自主性をもって生き生きとした生活ができるよう介護予防に関する地域活動の育成・支援を行います。

エ. 介護予防把握事業

将来、介護が必要になる可能性の高い高齢者を把握し、個別性を重視した継続的支援及び必要なサービスを提供することにより、介護予防を効果的に実施します。

オ. 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職（理学療法士）が、地域における通いの場や地域ケア会議において技術的な支援を行うことで、介護予防の取組を総合的に支援します。

基本目標 4 生きがいを持ちながら、社会参加を通じて支え合う地域づくり

第7期計画の進捗状況・課題

老人クラブは現在3クラブあり、会員数は年々減少傾向にあります。高齢者の自主的な組織として社会参加や相互の生活支援など、様々な役割を担う団体であり、会員の確保が近々の課題といえます。また、活動の拠点となる、老人福祉センターや雄信内老人憩いの家は老朽化が進んでおり、施設の維持補修や施設の統合など施設のあり方について検討が必要となります。

社会福祉協議会で実施する、天塩町ふれあい大運動会は、同世代間の交流の場として例年多くの参加者により実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は実施を見合わせました。

指標とする事業			第7期策定時		実績			進捗	第8期目標	詳細施策
			実績(H28)	目標(H32)	H30	R1	R2			
活動助成事業 老人クラブ	単位老人クラブ数	クラブ数	3	3	3	3	3	継続	3	(2)
	老人クラブ会員数	会員数	149	150	142	139	150	継続	150	(2)
天塩町ふれあい大運動会		参加者数	90	110	103	90	—	継続	110	(3)
生活支援体制整備事業		開催数	—	—	1	(書面)	1	継続	3	(4)

今後の方向性

地域の方々と共に高齢者の社会参加を促し、地域において支え合うことのできる環境づくりに努めます。

取組の内容

(1) 学習機会等の提供

高齢者が、学習を通じて活動意識を高め、身につけた知識・技術等を社会参加や地域活動につなげていくための環境を整備します。

ア. 高齢者大学（はまなす学園）事業

まちづくりを担う人材を高齢者学習の場から輩出し、豊かな老後の実現と学習成果を地域社会に活かすことを目指し、高齢者大学（はまなす学園）の充実に取り組みます。

イ. 世代間交流事業

昔の生活の様子や工夫を学び、楽しい体験を通じて高齢者と青少年の交流を図り、健全で豊かな生活を作り上げる意欲を育てる機会をつくれます。

(2) 地域活動の促進

高齢者の社会参加の促進の一つとして老人クラブ活動は重要であり、高齢者の方々が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるよう活動助成及び集える場の提供を継続します。

ア. 老人クラブ活動助成事業

老人クラブ活動を通じ地域活動に参加し、多くの方との交流を広げながら健全で豊かな生活をおくることのできる場所として活動する老人クラブへの助成を行います。

イ. 老人福祉センター

地域の高齢者の各種相談に応じ、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等の場、老人クラブ活動の拠点として高齢者専用のセンターを運営します。

(3) 交流と運動機会の提供（天塩町ふれあい大運動会）

福祉協議会を主体に実施しているふれあい大運動会は、老人クラブ連合会、母子寡婦会など各団体の協力により例年開催されており、多くの高齢者が参加され、軽度な運動と交流の場の事業となっており、引き続き事業補助を実施していきます。

(4) 地域支えあい等の推進

高齢者の在宅生活を支えるための支援体制の充実を図ります。

ア. 生活支援体制整備事業

高齢者の在宅生活を支えるため多様な団体が参画する協議会において、ニーズ把握や地域資源の把握をするとともに、生活支援コーディネーターを中心に、必要な生活支援サービスを提供するための仕組みづくりや天塩町の実情に合った生活支援の体制の構築を検討します。

(5) 就労支援

高齢者の就労の機会を確保し、生きがいづくりや、社会参加の促進を図るため、当町では高齢者事業団活動へ助成を行っています。

基本目標 5 地域で安心して暮らせるよう、医療と介護の連携を推進するまちづくり

(1) 在宅医療・介護連携の推進

退院支援、療養支援、急変時の対応、看取り、認知症の対応強化、感染症や災害時の対応等の様々な場面で、高齢者の在宅生活の継続を支援するため、在宅医療と介護の連携体制整備を行い、切れ目のない支援のためのネットワークを構築します。

ア. 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。

円滑な連携を進めるために、医療と介護の連携に関する情報共有や課題解決に向けた検討会の開催、医療・介護関係者のスキル向上を目的とした研修会を開催していきます。

第8章 介護保険サービス費用・介護保険料



1 介護保険サービス給付費の現状

(1) 第7期計画の計画値と実績

第7期計画期間における当町の各サービスの計画値と実績は、次のとおりです。

各サービスの計画値・実績値・対比率

(※介護予防サービス費も含む)

単位：円

		平成 30 年度			令和元年度		
		実績値	計画値	対計画比	実績値	計画値	対計画比
施設サービス	小計	139,316,913	147,185,000	94.7%	138,545,242	129,153,000	107.3%
	介護老人福祉施設	137,652,021	127,528,000	107.9%	138,545,242	127,585,000	108.6%
	地域密着型介護老人福祉施設 設入所者生活介護	1,620,252	0	-	0	0	-
	介護老人保健施設	0	1,568,000	0.0%	0	1,568,000	0.0%
	介護医療院	0	0	-	0	0	-
	介護療養型医療施設	44,640	18,089,000	0.2%	0	0	-
居住系サービス	小計	15,384,591	34,369,000	44.8%	28,286,181	47,535,000	59.5%
	特定施設入居者生活介護	0	0	-	0	0	-
	地域密着型特定施設入居者 生活介護	0	0	-	0	0	-
	認知症対応型共同生活介護	15,384,591	34,369,000	44.8%	28,286,181	47,535,000	59.5%
在宅サービス	小計	67,252,134	71,172,000	94.5%	63,353,785	74,549,000	85.0%
	訪問介護	8,054,451	14,229,000	56.6%	8,773,605	14,235,000	61.6%
	訪問入浴介護	0	0	-	0	0	-
	訪問看護	4,183,966	4,251,000	98.4%	3,667,617	4,796,000	76.5%
	訪問リハビリテーション	0	0	-	0	1,274,000	0.0%
	居宅療養管理指導	536,355	496,000	108.1%	417,114	496,000	84.1%
	通所介護	21,057,593	21,577,000	97.6%	22,931,530	22,672,000	101.1%
	地域密着型通所介護	1,360,467	362,000	375.8%	445,527	362,000	123.1%
	通所リハビリテーション	838,148	2,629,000	31.9%	261,274	3,233,000	8.1%
	短期入所生活介護	15,680,867	11,241,000	139.5%	11,177,086	11,089,000	100.8%
	短期入所療養介護（老健）	0	0	-	36,405	0	-
	短期入所療養介護（病院等）	0	0	-	0	0	-
	福祉用具貸与	4,860,643	4,566,000	106.5%	4,905,599	4,566,000	107.4%
	特定福祉用具販売	126,360	384,000	32.9%	277,388	384,000	72.2%
	住宅改修	366,827	660,000	55.6%	476,280	660,000	72.2%
	定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	0	0	-	0	0	-
	夜間対応型訪問介護	0	0	-	0	0	-
	認知症対応型通所介護	0	0	-	0	0	-
	小規模多機能型居宅介護	0	0	-	0	0	-
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	-	0	0	-
	介護予防支援・居宅介護支援	10,186,457	10,777,000	94.5%	9,984,360	10,782,000	92.6%

(資料) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度は「介護保険事業状況報告」月報）

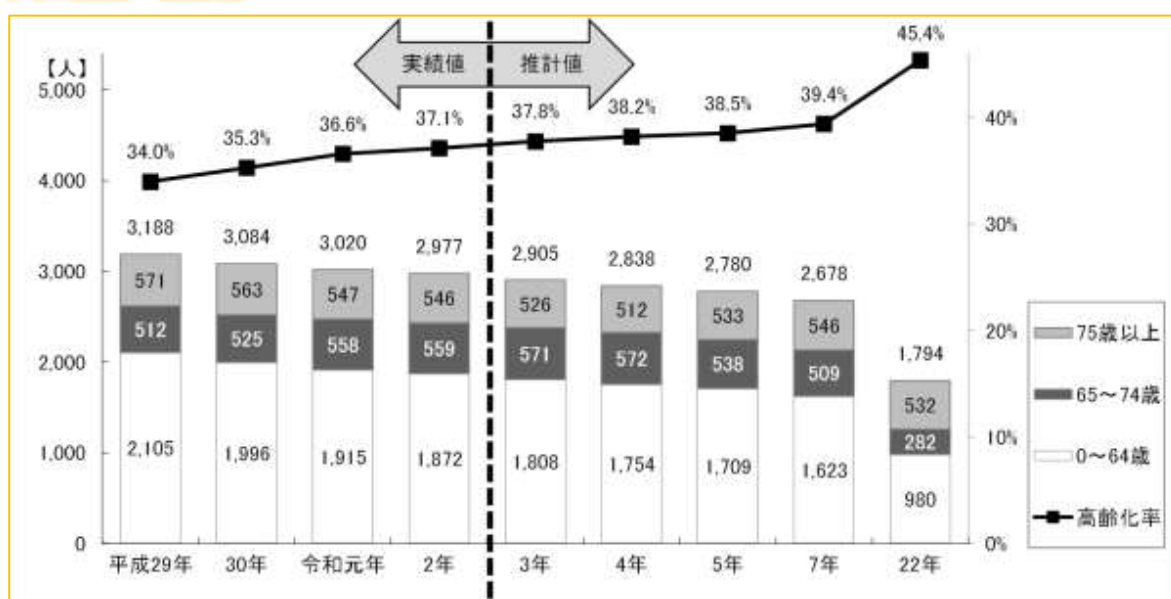
2 介護保険サービスの量及び給付費の見込み

(1) 高齢者人口、認定者数の推計

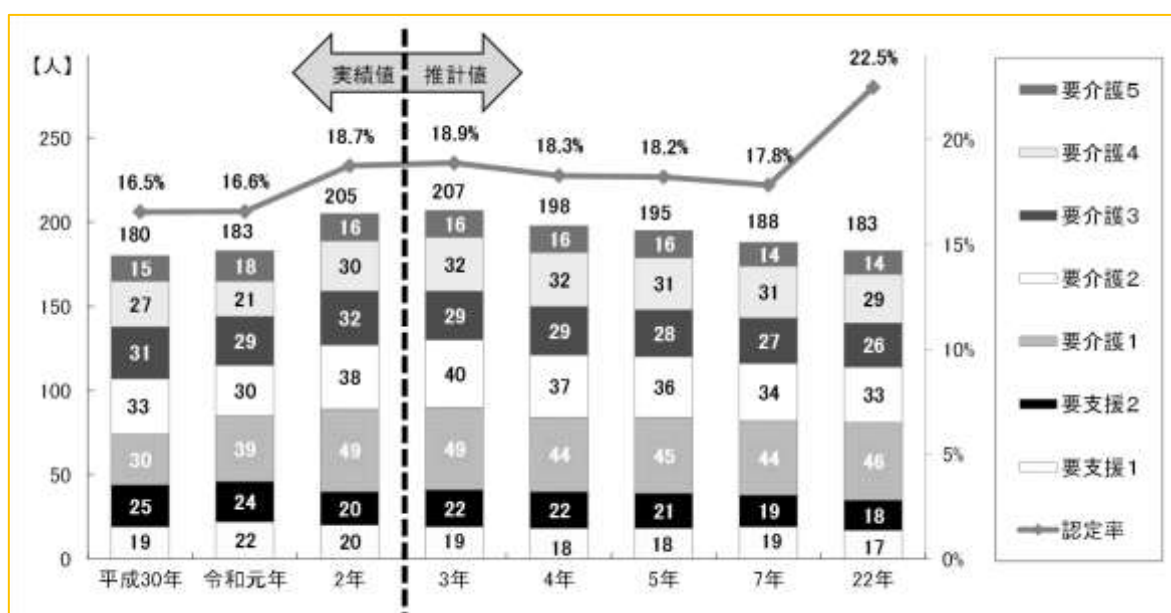
第8期計画期間中における当町の高齢者人口は、徐々に減少し、中長期的には、後期高齢者人口の比重が高まり続けることが見込まれます。

そのため、要支援・要介護認定者率については、第8期計画期間中は、高齢者人口の減少に伴って低下傾向と見込まれますが、中長期的には、より介護が必要とされる後期高齢者人口の比重が高まることから、再び上昇すると見込まれます。

人口推移（再掲）



要支援・要介護認定者数の推移（再掲）



(2) 各サービス見込み量及び給付費

第8期計画期間である令和3年度から令和5年度までの3年間に必要と見込まれる介護給付費及び地域支援事業費の合計は941,436千円と見込まれます。

介護予防サービス・介護サービスの見込み量及び給付費については、第7期計画期間中の実績を踏まえ、需要の増加が見込まれるサービスについては増加、その他のサービスについては、横ばい又は微増として見込みました。

予防給付費 ※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0
		回数(回)	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0
	介護予防訪問看護	給付費(千円)	192	192	192
		回数(回)	4.0	4.0	4.0
		人数(人)	2	2	2
	介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	0	0	0
		回数(回)	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0
	介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	144	144	144
		人数(人)	3	3	2
	介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	0	0	0
		人数(人)	0	0	0
	介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	0	0	0
		日数(日)	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	0	0	0
		日数(日)	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0
		日数(日)	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0
		日数(日)	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0
(2) 介護予防サービス 地域密着型	介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	673	673	673
		人数(人)	13	13	13
		給付費(千円)	257	257	257
	特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	1	1	1
		給付費(千円)	1,066	1,066	1,066
		人数(人)	1	1	1
	介護予防住宅改修	給付費(千円)	0	0	0
		人数(人)	0	0	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0
		人数(人)	0	0	0
(3) 介護予防支援	介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0
		回数(回)	0.0	0.0	0.0
		人数(人)	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0
		人数(人)	0	0	0
	介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	2,477	2,479	2,479
		人数(人)	1	1	1
(3) 介護予防支援		給付費(千円)	677	677	677
		人数(人)	12	12	12
合計(小計1)		給付費(千円)	5,486	5,488	5,488

介護給付費 1 ※給付費は年間累計の金額、回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

			令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 居宅サービス	訪問介護	給付費（千円）	9,969	8,988	8,988
		回数（回）	320.4	289.4	289.4
		人数（人）	22	20	20
	訪問入浴介護	給付費（千円）	0	0	0
		回数（回）	0.0	0.0	0.0
		人数（人）	0	0	0
	訪問看護	給付費（千円）	4,826	4,562	4,244
		回数（回）	89.8	85.3	78.7
		人数（人）	15	14	13
	訪問リハビリテーション	給付費（千円）	0	0	0
		回数（回）	0.0	0.0	0.0
		人数（人）	0	0	0
	居宅療養管理指導	給付費（千円）	475	476	476
		人数（人）	7	7	7
	通所介護	給付費（千円）	27,660	26,814	25,538
		回数（回）	394.4	380.9	364.7
		人数（人）	54	52	50
	通所リハビリテーション	給付費（千円）	457	457	457
		回数（回）	17.0	17.0	17.0
		人数（人）	5	5	5
	短期入所生活介護	給付費（千円）	14,152	13,305	13,305
		日数（日）	168.3	157.6	157.6
		人数（人）	15	14	14
	短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	0	0	0
		日数（日）	0.0	0.0	0.0
		人数（人）	0	0	0
	短期入所療養介護（病院等）	給付費（千円）	0	0	0
		日数（日）	0.0	0.0	0.0
		人数（人）	0	0	0
	短期入所療養介護（介護医療院）	給付費（千円）	0	0	0
		日数（日）	0.0	0.0	0.0
		人数（人）	0	0	0
	福祉用具貸与	給付費（千円）	5,115	4,926	4,736
		人数（人）	44	42	40
	特定福祉用具購入費	給付費（千円）	0	0	0
		人数（人）	0	0	0
	住宅改修費	給付費（千円）	327	327	327
		人数（人）	1	1	1
	特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	5,528	5,531	5,531
		人数（人）	2	2	2

介護給付費2 ※給付費は年間累計の金額、回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
(2) 地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費（千円）	0	0	0
		人数（人）	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	給付費（千円）	0	0	0
		人数（人）	0	0	0
	地域密着型通所介護	給付費（千円）	436	436	436
		回数（回）	6.6	6.6	6.6
		人数（人）	1	1	1
	認知症対応型通所介護	給付費（千円）	0	0	0
		回数（回）	0.0	0.0	0.0
		人数（人）	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	0	0	0
		人数（人）	0	0	0
	認知症対応型共同生活介護	給付費（千円）	31,446	31,463	31,463
		人数（人）	13	13	13
	地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	0	0	0
		人数（人）	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費（千円）	0	0	0	
	人数（人）	0	0	0	
看護小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	0	0	0	
	人数（人）	0	0	0	
(3) 施設サービス	介護老人福祉施設	給付費（千円）	148,546	148,628	148,628
		人数（人）	55	55	55
	介護老人保健施設	給付費（千円）	3,386	3,388	3,388
		人数（人）	2	3	3
	介護医療院	給付費（千円）	0	0	0
		人数（人）	0	0	0
	介護療養型医療施設	給付費（千円）	0	0	0
		人数（人）	0	0	0
(4) 居宅介護支援		給付費（千円）	11,482	11,489	11,298
		人数（人）	72	72	71
合計（小計2）		給付費（千円）	263,805	260,790	258,815

介護費用計 ※端数処理を行っているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
標準給付費見込額	給付費 (千円)	297,734	292,849	290,195
総給付費（小計 1 + 小計 2）		269,291	266,278	264,303
特定入所者介護サービス費等給付額※ ¹		21,459	19,809	19,303
高額介護サービス費等給付額※ ¹		5,774	5,589	5,445
高額医療合算介護サービス費等給付額		1,004	974	949
算定対象審査支払手数料		206	200	195
地域支援事業費見込額		20,490	20,136	20,031
介護予防・日常生活支援総合事業費		13,205	12,937	12,919
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費		6,154	6,081	6,008
包括的支援事業（社会保障充実分）		1,132	1,118	1,105
介護費用計		318,224	312,985	310,227

※ 1：財政影響額調整後の額。



3 介護保険料

(1) 介護保険料の考え方

介護保険給付費（予防給付費を含む）等に係る費用負担については、40 歳以上の方が納める保険料で 50%、国・北海道・天塩町の公費で 50%を負担します。

また、保険料割合 50%のうち、第 1 号被保険者（65 歳以上の方）の負担割合は 23%、第 2 号被保険者（40 歳から 64 歳までの方）の負担割合は 27%と定められています。

第 1 号被保険者（65 歳以上の方）の介護保険料は、前述の介護保険給付費等の見込みを基に、算定します。



(2) 介護保険料基準額の算出

第 1 号被保険者（65 歳以上の方）の保険料については、平成 30 年度から令和 2 年度までの介護保険事業に係る費用の見込額（介護保険料収納必要額）を基に算出します。

介護保険料基準額の算定

※端数処理を行っているため、内訳と合計は一致しない。

		第 8 期 合計	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
総給付費＋地域支援事業費：①	(千円)	941,436	318,224	312,985	310,227
第 1 号被保険者負担分相当額：②【①×23%】		216,530	73,191	71,987	71,352
調整交付金相当額：③		45,992	15,547	15,289	15,156
調整交付金見込額：④		43,881	17,786	13,485	12,610
準備基金取崩額：⑤		19,000			
保険料収納必要額：⑥【②+③-④-⑤】		199,641			
予定保険料収納率：⑦		98.50%			
賦課すべき額：⑧【⑥÷⑦】	(千円)	202,681			
第 1 号被保険者数：⑨	(人)	3,252	1,097	1,084	1,071
保険料基準額（年額）：⑩【⑧÷⑨】	(千円)	63,600			
保険料基準額（月額）：⑪【⑩÷12 か月】		5,300			

※算定にあたっては、所得段階別の加入割合で補正をかけているため、3 年間の第 1 号被保険者数で割った値と保険料額は一致しません。

(3) 所得段階別の保険料

所得段階別の介護保険料

※端数処理を行っているため、内訳と合計は一致しない。

所得段階	割合	第8期年額	参考	
			第7期年額	第6期年額
第1段階	0.30 (0.5) ※1	19,000 円 (31,800 円) ※1	28,600 円	27,500 円
第2段階	0.50 (0.75) ※1	31,800 円 (47,700 円) ※1	47,700 円	45,900 円
第3段階	0.70 (0.75) ※1	44,500 円 (47,700 円) ※1	47,700 円	45,900 円
第4段階	0.90	57,200 円	57,200 円	55,000 円
第5段階	1.00	63,600 円	63,600 円	61,200 円
第6段階	1.20	76,300 円	76,300 円	73,400 円
第7段階	1.30	82,600 円	82,600 円	79,500 円
第8段階	1.50	95,400 円	95,400 円	91,800 円
第9段階	1.70	108,100 円	108,100 円	104,000 円

※1：() 内は公費軽減前の割合及び金額。

所得段階別の対象者

所得段階	対象者
第1段階	●生活保護受給者 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人または前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人または前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人
第5段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の人
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人
第7段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人
第8段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人
第9段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の人

第 9 章 計画の推進について

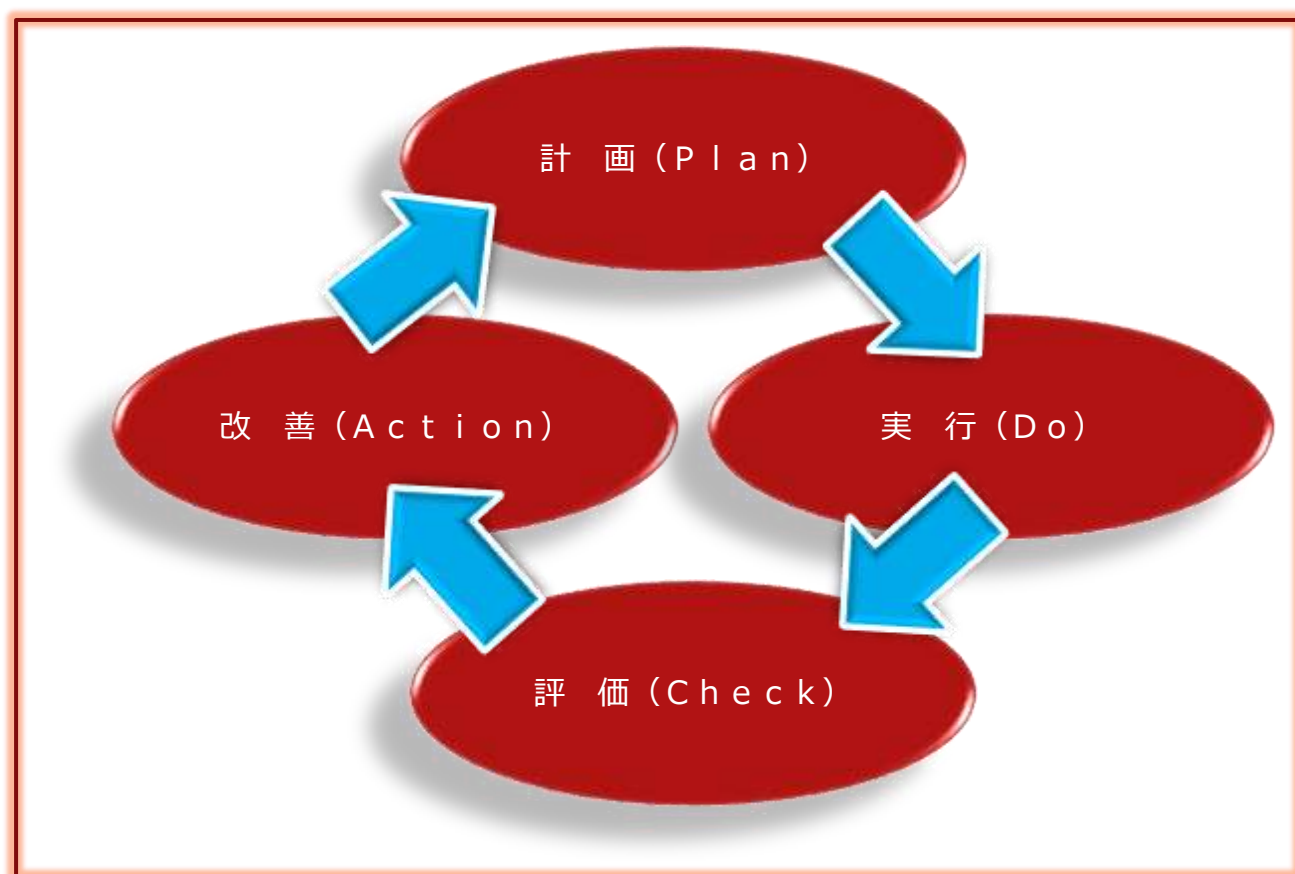


1 本計画のPDCAサイクル

本計画の策定に当たっては、天塩町介護保険事業計画策定委員会、天塩福祉課における審議より、地域包括ケアシステム構築に向け、より具体的な方向性の検討に努めました（Plan）。

今後、本計画に基づき、当町の地域包括ケアシステムの構築に、当町・各自業者・関係団体等の取組にて推進していきます（Do）。

計画の進捗状況等については、天塩町介護保険事業計画策定委員会での評価・審議（Check）を行い、取組を改善（Action）し、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図ります。



2 指標の設定

第7期計画全体の指標として、次のとおり設定しました。この指標は、健康づくりや介護予防、給付適正化の取組の成果指標であり、第7期は維持することができました。

第7期計画値			第7期実績値	
指標	第6期平均	第7期平均	第7期平均※1	達成
第7期期間中の平均認定率を維持する	17.3%	17.3%	17.3%	

※1：平成30年度、令和元年度は3月末時点、令和2年度は10月末時点

第8期計画においても、個々の施策・事業に活動目標を設定していますが、これらの取組を通じて実現する第8期計画全体の指標については、次のとおり設定します。

<第8期計画全体に掲げる成果指標>

指標	現状値 (令和2年10月末時点)	目標値 第8期平均認定率
令和2年度の平均認定率を維持する	18.9%	18%台を維持する

※指標の選定理由：要支援・要介護認定率は、平成30年度、令和元年度は16%台で推移していたが、令和2年度は18%台に上昇している。第8期計画期間中における要支援・要介護認定者率については、これまでの実績に基づく推計からは、やや低下すると見込まれる。しかし、後期高齢者人口の比重が高まることで、何らかの支援や介護が必要となる方々が増えることとなり、これまでの取組のみでは、認定率は上昇してしまう可能性がある。そのため、地域で支えあう地域包括ケアシステムを深化・推進することにより、認定を受けるまでもなく、地域で暮らし続けることができる状況を目標とするため、令和2年度（10月末時点）の認定率を維持するとした。

天塩町高齢者保健福祉計画・介護事業計画

（令和3年度～令和5年度）

発 行 天 塩 町 令和3年3月

電 話 01632-2-1001

担 当 福祉課 保険係